

## 東京都立学校設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

東京都立学校設置条例施行規則の一部を改正する規則を制定する議案を下記のとおり付議する。

## 記

## 1 改正内容

令和4年2月に策定した「Society5.0を支える工業高校の実現に向けた戦略プロジェクト Next Kogyo START Project」に基づき、都立高等学校の学科改編を行うことに伴い、別表（第3条関係）中、1高等学校の項の学科を次のとおり改める。

名 称	課 程	学 科
東京都立六郷工科高等学校	全日制	<u>ものづくり工学科</u>

※下線が改正部分

ただし、東京都立六郷工科高等学校の全日制課程のプロダクト工学科、オートモバイル工学科、システム工学科、デザイン工学科及びデュアルシステム科は、この規則による改正後の東京都立学校設置条例施行規則別表の規定にかかわらず、この規則の施行の際、現に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、なお存続するものとする。

## 2 施行期日

公布の日から施行する。

## 3 その他

- (1) 学科改編の概要等は別紙のとおり。
- (2) 本案決定後、知事に公報登載を依頼する。

# 東京都立六郷工科高等学校の概要

東京都立六郷工科高等学校について、プロダクト工学科・オートモビル工学科・システム工学科・デザイン工学科・デュアルシステム科を、単位制の特色を生かし、先端技術など教科横断的に学習する「ものづくり工学科」に改編する。

## 1 改編内容

全日制課程の既存 5 学科（プロダクト工学科・オートモビル工学科・システム工学科・デザイン工学科・デュアルシステム科）を 1 学科に統合する。

単位制の強みを生かした教科横断的な学びを展開し、1 年次では機械、自動車、電気、情報、デザインなど幅広い工業分野を学び、2 年次以降は生徒自身の興味関心に応じた専門知識を身に付ける。

## 2 学校規模等

全日制課程:1 学年 5 学級 全 15 学級 定員 525 人

既存 5 学科（各 1 学級）をものづくり工学科に改編する。なお、新学科の具体的な学級数及び生徒数については、令和 7 年度東京都立高等学校等の第一学年生徒の募集人員等の決定（令和 6 年 10 月頃）をもって決定する。

## 3 改編予定年月日

令和 7 年 4 月 1 日

## 4 改編の経緯

平成 9 年に（仮称）大田地区単位制工業高等学校（平成 16 年度開校）を計画。平成 10 年に大田地区に単位制の工業高校を設置すること、全日制課程に機械工学科、自動車工学科、電気工学科、プロダクトデザイン科（いずれも仮称）を設置することを決定。平成 14 年にデュアルシステムの導入を決定。平成 16 年 4 月に東京都立六郷工科高等学校を開校し、現在に至る。

令和 4 年 2 月に策定した「Society5.0 を支える工業高校の実現に向けた戦略プロジェクト Next Kogyo START Project」において、「単位制の特色を生かし、先端技術を学習する学科」へ令和 7 年度に改編することとしており、東京都立六郷工科高等学校においては、単位制の強みを活かした教科横断的な学びを展開し、幅広い工業分野に関する複合的な専門知識を身に付け、地域のものづくり産業の持続的な成長に貢献できる人材を育成する学科に改編することとした。

## 5 新たな学科の教育活動の基本的な方針

- (1) 単位制の強みを生かし、教科横断的で多角的な学びを実践し、幅広い工業分野に関する複合的な専門知識を身に付け、地域のものづくり産業の持続的な成長に貢献できる人材を育成する。
- (2) 地域企業との連携により、効果的な知識、スキルを身に着ける等、3 年間を見通したキャリア教育を実施する。
- (3) 広い視野から国際理解を深め主体的・協働的に課題を発見し解決する能力を育成する。

## 6 新たな学科において育成を目指す生徒像

- (1) STEAM 教育等による教科等横断的な学習を展開し、プログラミング的思考力と多元的表現力を身に付け、多様な分野で活躍できる生徒
- (2) 課題発見から解決方法の立案までを総合的に探究し、探求力や解決力を磨きながら、研究成果の発表を通して、提案を形にすることができる生徒
- (3) 多国籍の生徒が在籍する本校において、広い視野から国際理解を深め、国際社会と向き合おうとする精神を持った生徒

第四十号議案

東京都立学校設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について  
東京都立学校設置条例施行規則の一部を改正する規則を次のとおり制定し、公布する。

令和六年七月十一日

東京都教育委員会

東京都立学校設置条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年 月 日

東京都教育委員会

● 東京都教育委員会規則第 号

東京都立学校設置条例施行規則の一部を改正する規則

東京都立学校設置条例施行規則（昭和三十九年東京都教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

別表一の項中

同 六郷工科高等学校	全日制	プロダクト工学科、 オートモビル工学科、 システム工学科、 デザイン工学科、 デュアルシステム科 普通科、生産工学科
	定時制	

を

---

同 六郷工科高等学校

---

全 日 制  
定 時 制

---

も の づ くり 工 学 科  
普 通 科 、 生 産 工 学 科

---

に

改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 東京都立六郷工科高等学校の全日制課程のプロダクト工学科、オートモビル工学科、システム工学科、デザイン工学科及びデュアルシステム科は、この規則による改正後の東京都立学校設置条例施行規則別表の規定にかかわらず、この規則の施行の際、現に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、なお存続するものとする。

（提案理由）

東京都立六郷工科高等学校の学科改編に伴い、学科に係る規定を整備する必要がある。

改正案

現行

第一条から第四条まで（現行のとおり）  
別表（第三条関係）

第一条から第四条まで（略）  
別表（第三条関係）

一 高等学校

一 高等学校

名称	課程	学科
東京都立一橋高等学校から同 雪谷高等学校まで	（現行のとおり）	（現行のとおり）
同 六郷工科高等学校	全日制	ものづくり工学科
同大田桜台高等学校から同小 笠原高等学校まで	定時制 （現行のとおり）	普通科、生産工学科 （現行のとおり）

二及び三（現行のとおり）

名称	課程	学科
東京都立一橋高等学校から同 雪谷高等学校まで	（略）	（略）
同 六郷工科高等学校	全日制	プロダクト工学 科、オートモビル 工学科、システム 工学科、デザイン 工学科、デュアル システム科
同大田桜台高等学校から同小 笠原高等学校まで	定時制 （略）	普通科、生産工学科 （略）

二及び三（略）